

## 第18号議案

### 桶川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

桶川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年桶川市条例第21号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
(職員) 第10条 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を <u>修了したもの</u> でなければならない。	(職員) 第10条 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を <u>修了したもの(次の各号のいずれかに該当する者として放課後児童健全育成事業に従事することとなった日(当該日が2以上あるときは、最も遅い日)から2年を経過する日の属する年度の末日までに当該研修を修了することを予定しているものを含む。)</u> でなければならない。

### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月19日提出

桶川市長 小野克典

### 提 案 理 由

放課後児童支援員の資格要件に係る経過措置が終了することに伴い、当該資格要件に係る規定を整備したいので、この案を提出するものである。